

地域計画の変更に係る地域計画（案）について

地域計画を変更するので、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第19条第6項の規定に基づき公告するとともに、地域計画（案）を次により縦覧に供する。

なお、利害関係者においては、当該地域計画（案）に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 農用地利用計画の変更案の縦覧場所  
所沢市役所別館 産業経済部 農業振興課  
(所沢市並木一丁目1番地の1)
2. 農用地利用計画の変更案の縦覧期間  
自 令和8年2月20日  
至 令和8年3月13日

所沢市告示 第 53 号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年2月20日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和8年2月17日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 6台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間  
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所  
喜多町2番12号  
電話04-2924-9419  
月～土曜日(12/29～1/3を除く)  
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
  - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
  - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課  
電話04-2998-9140

所沢市選管告示第18号

所沢市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年2月20日

所沢市選挙管理委員会  
委員長 吉田 正

記

- 1 日 時 令和8年3月2日 午前10時00分
- 2 場 所 所沢市役所高層棟3階 301会議室
- 3 付議すべき事件
  - (1) 選挙人名簿に関する事
  - (2) 在外選挙人名簿に関する事
  - (3) その他